限度額（同号において「国税の控除限度額」という。）、同項に規定する道府県民税の控除限度額（同号において「道府県民税の控除限度額」という。）及び同条第七項に規定する市町村民税の控除限度額（同号において「市町村民税の控除限度額」という。）の合計額並びに当該各事業年度において課された外国の法人税等の額

二　政令第九条の七第十九項　控除未済外国法人税等額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度における法人税割額の計算上法第五十三条第三十八項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額

（法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等）

第三条の二の二　［略］

２　法第五十三条第四十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　法第五十三条第四十六項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細

［四・五　略］

（法第五十三条第五十一項の届出）

第三条の三　法第五十三条第一項前段に規定する法人のうち法人税法第七十四条第一項又は第百四十四条の六第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、次の各号に掲げる処分、届出又は失効の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第五十一項の規定による届出をしなければならない。

一　法人税法第七十五条の二第一項（同法第百四十四条の八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による申告書の提出期限の延長の処分（同法第七十五条の二第八項（同法第百四十四条の八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する同法第七十五条第五項又は同法第七十五条の二第十一項第二号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）又は同条第二項（同法第百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定による同法第七十五条の二第一項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分（同法第七十五条の二第八項において準用する同法第七十五条第五項又は同法第七十五条の二第十一項第二号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下この号において「指定等の処分」という。）当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分に係る事業年度終了の日から二十二日以内

二　法人税法第七十五条の二第五項（同法第百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分（同法第七十五条の二第十一項第二号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分があつたものとみなされた場合を含む。）当該取消し又は変更の処分のあつた日の属する事業年度終了の日から二十二日以内

三　法人税法第七十五条の二第七項（同法第百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定による同項の届出（同法第七十五条の二第十一項第四号の規定により同条第七項の届出書を提出したものとみなされた場合を含む。）同項の届出書を提出した日の属する事業年度終了の日から二十二日以内

四　法人税法第七十五条の二第十一項第五号又は第六号の規定による申告書の提出期限の延長の処分の失効　当該失効のあつた日の属する事業年度終了の日から二十二日以内

事業年度の政令第九条の七第二項に規定する国税の控除限度額（同号において「国税の控除限度額」という。）、同項に規定する道府県民税の控除限度額（同号において「道府県民税の控除限度額」という。）及び同条第八項に規定する市町村民税の控除限度額（同号において「市町村民税の控除限度額」という。）の合計額並びに当該各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額

二　政令第九条の七第二十項　控除未済外国法人税等額に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第五十三条第二十六項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額

（法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等）

第三条の二の二　［同上］

２　法第五十三条第三十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　同上］

三　法第五十三条第三十五項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細

［四・五　同上］

（法第五十三条第四十項の届出）

第三条の三　法第五十三条第一項前段に規定する法人のうち法人税法第七十四条第一項又は第百四十四条の六第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、次の各号に掲げる処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第四十項の規定による届出をしなければならない。

一　法人税法第七十五条の二第一項（同法第百四十四条の八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による申告書の提出期限の延長の処分（同法第七十五条の二第八項（同法第百四十四条の八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する同法第七十五条第五項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）又は同法第七十五条の二第二項（同法第百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定による同法第七十五条の二第一項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分（同法第七十五条の二第八項において準用する同法第七十五条第五項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下この号において「指定等の処分」という。）当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分に係る事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。次号及び第三号において同じ。）終了の日から二十二日以内

二　法人税法第七十五条の二第五項（同法第百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分　当該取消し又は変更の処分のあつた日の属する事業年度終了の日から二十二日以内

三　法人税法第七十五条の二第七項（同法第百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定による同項の届出　同項の届出書を提出した日の属する事業年度終了の日から二十二日以内

［新設］